

令和6年9月10日（火）午前9時00分より、9月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
	議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
	議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
	議案第5号 あっせん申し出について
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
	報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出について
	報告第3号 農業委員・農地利用最適化推進委員の選考について
	その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和6年10月10日（木）午前9時30分より

【出席委員】	1番 森田和範	2番 棚町泰	3番 平田信継	4番 實藤正敏
	5番 白石和雄	6番 久保満	7番 井手国春	8番 矢野等司
	9番 佐田敏弘	10番 樋口安子	11番 柳繁彰	
	12番 秋吉馨	13番 花田由美子	14番 渡邊芳治	15番 山見良一
	16番 黒岩末義	17番 平田利雄		
【欠席委員】	18番 河野政之	19番 松本清美		

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は1番、2番の方お願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名1番、2番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出について

報告第3号 農業委員・農地利用最適化推進委員の選考について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、集団性や公共投資も無く、第1種農地と第3種農地の要件を満たさない農地であり、第2種農地となります。雨水は南側の既存の側溝に放流する計画です。

上下水道も南側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 別にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、水管・下水道管が埋設されている幅員4m以上の沿道の区域で、500m以内に教育施設と医療施設が1つずつあるため、第3種農地判断となります。雨水は南側の既存の水路に放流する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されており、既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック2～3段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 井手委員 何もないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明＞

事務局 辻 転用目的は露天資材置場の敷地拡張になります。今年農振除外がなされた案件です。申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地判断

となります。雨水は自然流下により北側の既存の敷地から側溝に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は法面です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 問題ありません。2期での計画という話を聞いてます。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 今回は商品としてコンテナを置くという話ですが、これが農業用だったら手続きはいらないんですか。

10番 樋口委員 農業用でも何かしら農地に置くのであれば手続きは必要ですよ。

事務局 辻 農業用施設であれば200m²未満の場合転用許可不要とはなっていますが、町への届出が必要です。その農地が農振農用地であれば事前に用途区分の変更の手続きも必要となります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

＜事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 1番は畠3筆1, 741m²の贈与です。譲受人の方が町外の方で、町内に耕作地がないため、本日説明のために来ていただいております。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

6番 久保委員 贈与となっていますが、親戚とかではないみたいです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは申請者を呼んでください。

(申請者入室)

議長 柳 本日はお忙しい中すみません。内容がよく分からぬ部分がありますので教えてください。皆さんからお聞きしたいことはありますか。

2番 棚町委員 贈与ということですが、所有者とはどのような関係になられるんですか。

申請者 不動産屋からの紹介です。本当の所有者が別にいて、そちらの方と和解の話をしてくれと言われました。昔売買されていたみたいですが、農地法の許可が得られないために名義の変更ができないまま今に至っていたようです。そのため、本当の所有者に和解金を支払っており、登記上の所有者とは贈与という形になりました。

6番 久保委員 現地は確認されましたか。かなり荒れていますけど大丈夫ですか。

申請者 確認しております。問題ありません。

議長 柳 住所が●●市となっていますが、こちらできちんと耕作できますか。

申請者 ●●市では畠で自家用野菜を作っています。こちらでは枝豆を作る予定です。漬物会社の代表もしているので、高菜も作れたらと思っています。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採りますので、申請者は一度退

室をお願いします。

(申請者退室)

議長 柳 それでは先程の話を聞いての判断をお願いします。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。申請者を呼んでください。

(申請者入室)

議長 柳 審議の結果、全員賛成で許可相当となりました。きちんと耕作をお願いします。

申請者 はい。

(申請者退室)

議長 柳 続きまして、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 2番は田1筆52m²の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

3番 平田委員 周りも全て取得されており、問題はないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第2号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3番は畠1筆1,855m²の売買で9,275,000円です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

議長 柳 続きまして、議案第3号の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については田1筆3,983m²の売買で3,250,128円です。

2番については田1筆2,339m²の売買で1,442,845円です。

3番については田2筆1,068m²の売買で325,000円です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

＜事務局 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について説明＞

事務局 辻 1番は除外で、変更目的は倉庫及び駐車場の敷地拡張です。変更面積は4,636m²となっています。隣接する運送業者が事業拡大による敷地拡張を必要としているものです。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。

6番 久保委員 字が違うのは場所も離れているんですか。

事務局 辻 北側の方が字が違っている部分になります。

2番 棚町委員 農振除外から転用までの手続きの流れを教えていただけますか。

事務局 辻 この農業委員会の意見照会の他に農協や土地改良区、水資源機構に意見照会中です。意見が出揃ったら次に県と確認をして公告をします。公告期間中に異議申し立てがなく、除外が完了したら転用手続きになります。

議長 柳 他に意見はありませんか。それでは1番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは举手をお願いします。全員問題がないということになりました。
続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

＜事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 1番については581m²の田の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。あっせん委員は私と黒岩委員の2名にお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

＜事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明＞

議長 柳 以上のように解約があっており、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
続きまして、報告第2号の説明をお願いします。

＜事務局 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る届出について説明＞

事務局 辻 1番は928m²の田のうち199m²をコンクリート舗装し、育苗施設として利用するための届出です。

議長 柳 続きまして、報告第3号の説明をお願いします。

＜事務局 報告第3号 農業委員・農地利用最適化推進委員の選考結果について説明＞

事務局 辻 農業委員は定数11名を超えての11名の推薦及び1名の応募となりました。大刀洗町農業委員候補者評価委員会での評価を基に、町長に意見を報告し、11名の推薦を受けた者が現在町議に諮られているところです。また、農地利用最適化推進委員は定数8名を超えての8名の推薦及び1名の応募となりました。ただし、被推薦者のうち1名が体調不良による辞退の申し出をされています。審査にあたっての留意事項については全員満たしているものと事務局は判断しています。

議長 柳 説明が終わりました。それではこれで全ての議事の審議を終わります。

	署名委員
	会長
1番	委員
2番	委員